

# Bi-Weekly Newsletter

Jan 22, 2020 | ISSUE 36

## I. 統計資料

02

2018年行政訴訟事件の税目別処理実績と認容率

## II. 産業ニュース

02

社外取締役6年任期制限、商法施行令改正案の施行予定

## III. 最新事例・判例

03

- 国際租税イシュー(書面国際税源-1497,2019.07.10)
- 進出国に恒久的施設(PE)のある外国法人が内国法人に機械設備などを供給し、それに対する役務を提供した場合、該当役務の対価は事業所得に該当するか

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問合せ下さい。

### Contacts

金祥雲(キム・サンウン)Partner	+82 2 709 0789	sang-woon.kim@pwc.com
黄詰珍(ファン・ヨルジン)Partner	+82 2 709 0759	chul-jin.hwang@pwc.com
申鉉昌(シン・ヒョンチャン)Partner	+82 2 709 7904	hyun-chang.shin@pwc.com
盧映錫(ノ・ヨンソク)Partner	+82 2 709 0877	yongsuk.noh@pwc.com
李應典(イ・ウンジョン)Partner	+82 2 3781 2309	eung-jeon.lee@pwc.com
李南善(イ・ナムソン)Partner	+82 2 3781 3189	nam-sun.lee@pwc.com

## I. 2018年行政訴訟事件の税目別処理実績と認容率

- 国税庁国税統計(<https://stats.nts.go.kr/>)

### 主な内容

- 国税庁がこのたび公開した国税統計資料によると、2018年の行政訴訟を通じた処理件数は2018年基準(繰越含む)で合計3,712件のうち1,469件に過ぎず、このうち半数に達する事件が国家勝訴で処理された。
- すなわち、行政訴訟で納税者勝訴(国家敗訴)は認容率が低いことから、訴訟前の段階(行政審判)で積極的な対処が必要と判断される。

[単位:件]

区分	処理対象件数	処理件数						合計
		取り下げ	却下	国家勝訴	国家一部敗訴	国家敗訴		
総合所得税	569	75	9	118	12	11	225	
法人税	662	97	5	85	15	25	227	
付加価値税	634	84	10	110	11	20	235	
譲渡所得税	881	119	18	246	10	14	407	
相続税	96	18	-	20	2	1	41	
贈与税	478	58	5	77	8	24	172	
その他	392	56	13	76	2	15	162	
合計	3,712	507	60	732	60	110	1,469	

## II. 社外取締役任期制限(6年)、商法施行令改正案の施行予定

- 韓国上場会社協議会(<http://www.klca.or.kr/>)

- 企業法務部で推薦した社外取締役の任期制限(6年)を盛り込んだ商法施行令改正案が閣僚会議(1月21日予定)を通過した。
- 商法施行令の改定内容
  - ✓ 社外取締役6年在職年限の新設、なお、系列会社を含む場合は9年、役員候補者の滞納事実など経歴記載の義務化
  - ✓ 系列会社役職者の社外取締役資格制限期間を2年から3年に拡大
  - ✓ 電子投票の振替認証手段の許容
  - ✓ 株主総会招集通知時に事業報告書などの提供を義務化
  - ✓ 韓国上場会社協議会によると、直ちに社外取締役を替えなければならない企業は12月決算上場企業2,003社のうち約3分の1に該当する566社と推算される。
- 法務部の検討結果、上場企業の負担が大きくないため、1年猶予案を廃棄して直ちに施行することにしたとの立場だが、566社は社外取締役を新たに探さなければならない支障があると見られる。
- 社外取締役任期を6年、系列会社を含む場合、9年に制限する商法施行令改正案が2月から施行されれば、上場会社だけでなく中堅、中小企業にも同一に適用されるため注意する必要がある。

### III. 最新事例・判例

- 書面国際税源-1497,2019.07.10.

#### 1. 争点(質問内容)

- 進出国に恒久的施設(PE)のある外国法人が内国法人に機械設備など固定資産を供給し、その固定資産に必須的に付随する据付、組立や指揮、監督などの役務を行った場合、内国法人が外国法人に支給した所得は事業所得なのか人的役務所得なのか。

#### 2. 事実関係

- 質問法人は造船部門、プラント部門などを主な事業として営んでおり、海上プラットフォーム建設と関連して次の契約を締結して取引した。  
- (契約内容)海上プラットフォームに関する制御システム調達、システム修正に必要なエンジニアリングなど
- 本取引は外国法人が機械設備や資材を供給し、それに付随する役務と一体で契約が行われ、外国法人の国内役務実施日は6ヶ月を超える、外国法人の設立地国は米国である。
- 質問法人は海上プラットフォーム建設役務に対する対価を外国法人に支給し、事業所得と見て2%の税率で源泉徴収した。

#### 3. 回答内容

- 内国法人が外国法人から機械設備など固定資産を導入したことで、必然的に付隨して同外国法人から導入・提供される据付・組立などの役務、およびこの監理・監督役務とアフターサービスなどの役務対価として同対価が当該導入物品価格に含まれるのは法人税法第93条第5号の事業所得に該当するものだが、同役務提供対価がこれに該当するかどうかは内国法人が提供を受ける役務の実質内容により事実判断する事項である。

#### 4. 関連法令

- 法人税法第93条【外国法人の国内源泉所得】

外国法人の国内源泉所得は次の各号の区分に伴う所得とする。

- 国内源泉事業所得:外国法人が営む事業で生じる所得(租税条約により国内源泉事業所得で課税できる所得を含む)として大統領令で定める所得。ただし、第6号による国内源泉の人的役務所得は除く。

- 国内源泉の人的役務所得:国内において大統領令で定める人的役務を提供することで生じる所得。中略

- 法人税法第98条【外国法人に対する源泉徴収または、徴収の特例】

- ⑧外国法人に建築、建設、機械装置などの据付・組立、その他の作業やその作業の指揮・監督などに関する役務を提供することで生じる国内源泉所得または第93条第6号により人的役務を提供することで国内源泉所得(租税条約で事業所得に区分する場合を含む)の金額を支給する者は、その所得が国内事業場に帰属する場合にも第1項による源泉徴収を行う。ただし、その国内事業場が第111条により事業者登録をした場合は除く。